

竜の口刑場跡考

久住謙是

一、はじめに

宗祖日蓮聖人の法華經弘通は、法難の歴史であった。法華色読の帰結が受難であり、真実に読んだ者の証しとして領解された。

生命の危機にさらされた受難の中で、竜の口斬首と、それに続く佐渡流罪こそ、法華經の行者の確信、仏使上行菩薩の自覚へと、聖人の宗教が体験され、止揚されていったことは、その法難のもたらした以後の聖人の思想闡述をまっして知ることができる。

竜の口法難が、聖人の宗教の結節点となった意義は、伝記・教学両面より受容されてきた。また門外者の素朴な御遺文の誤読に端を發して田中智学居士の「竜口法難論」が出るに及び、その事実が世間的にも知られるようになったのは、近代に入ってからのことである。

一般に歴史を語る場合、まず、その思想が先行し、その

事実の考究は後にあらわれてくるのであって、思想の發展の過程で、事蹟が顧慮されてくると考えられる。

そのことは、竜の口法難の場所的考察にもあてはめられるといえよう。今日に於ても、通説に対して異論が呈されている現状であることは、言い換えれば、未だに一定していないということである。すなわち、直截に通説を是認することは正鵠を得たものではないが、また、全く離れた地域を指示する新説にも首肯しかねるものである。

思想的意義からは、聖人受難の場所的考究は、第二義的であることは論を俟たないが、上記の如き、AとB地を指し示す背反説が両立して、聖人の最も重要な行跡が、未だ明らかになされていないことは、看過されない問題である。

小論は、竜の口法難の場所が一定しない現状の所論を紹介し、その上で、寡聞ではあるが、曾て日蓮教学大会に發表した一考察に加筆したものである。さらに諸先輩の御教示を賜われれば幸わいである。

一、刑場跡の諸説

一般には「竜口寺々伝」による境内の道路に面した最下段に石垣をめぐらせた中央に五輪塔を立てた刑場跡が知られている。寺伝では、聖人土壇場の座を示すところと顕彰している。

次に、竜口寺の西隣りに祀られてある「竜口明神」の社前が刑場とする説で、小川泰堂居士の「日蓮大士真実伝」は、これに依っている。「竜口明神」が、江の島弁財天と夫婦の伝説に由来する竜の口に結びつけたものである。この二説が、伝統的に通説として認められてきた。そして聖人の「四条金吾殿御消息」（定遺五〇四）に、

「日蓮が難にあう所ごとに仏土なるべき歟。娑婆世界の中には日本国、日本国の中には相模国、相模国の中には片瀬、片瀬の中には竜口に、日蓮が命をとどめおく事は、法華経の御故なれば寂光土ともいふべき歟」と、示される。「片瀬の中には竜口」が、その依証の御遺文として挙げられ、人口に膾炙されてきた。

山川智応氏は、御遺文の「土木殿御返事」「妙法比丘尼御返事」「中興入道御消息」を出して、「十三日丑時にかまくらをいでて」、「相州鎌倉竜口と申処」などを示し、「吾妻鏡」に記す、「四境祭」の西の境は、固（片）瀬川とあるから、当然、御遺文の申される如く、竜の口は固瀬

川の東であるから鎌倉の中に入ると結論づけている。これは通説に即して「竜口は固瀬河の東」と、ふれたのである。竜の口について、それ以上に論及されていない。しかし、氏は、「四条金吾殿御消息」を、遠沾日亨師（一六四六—一七二〇）以後の身延御真蹟目録に初見するところから、真蹟曾存に疑いを出している点は注目される。この御書は後に別に論じたい。

次に高橋智遍氏は、（註2）「種種御振舞御書」「江の島のかたより月のごとくひかりたる物、まりのやうに辰巳のかたより戌亥のかたへひかりわたる。」（定遺九六七）の文に注目して、この文意を再現すると、聖人法難の地は、竜口寺を西に去ること、三キロ、藤沢市鶴沼海岸、引地川河口付近でなければならぬ、として、

『「江ノ島ノ方ヨリ」「飛ビ」出した光り物が、「辰巳ノ方ヨリ戌亥ノ方ニ」光り渡ったわけです。そうすると、刑場は当然、江の島から戌亥の方角、すなわち「西北」方にあるし、刑場から江の島は辰巳の「東南」である筈です。ところが、今日の竜の口は、江の島から西北でもないし、また江の島は竜口寺から東南でもありません。当時の刑場は、今の竜口寺よりはるかに鶴沼の方であったことが判ります。』（原文引用）

と、いう観点から、通説の竜の口と見做されてきたところから、かなり隔った刑場説が導かれることになり、「現在

の竜口寺は全く刑場にあらざ、御遺文に違ふこと明瞭なり。
。」と断定するに至った。以上が、竜口寺々伝、並びに伝説の伝統的な通念と、それに近似した場所と考察した山川智広氏説、それに新説の高橋智遍氏の所論であるが、大きくは前二説と高橋説に分れるであろう。

一、聖人御遺文に認められる竜の口

聖人の法難以後、竜の口に関説した御遺文は、二十四書を数えることができる。しかし、ここで正確を期すため信憑性のある真蹟の現存・曾存、または直弟子の古写本のみをあげると十五書に限定される。さらに本考察の場所的記述が認められるのは、その中、僅か次の四書に止っている。

①「土木殿御返事」(定遺五〇三)

「此十二日酉時御勤気。武蔵守御殿あづかりにて、十三日丑時にかまくらをいでで、佐渡の国へながされ候が……」

②「種種御振舞御書」(定遺九六七)

「こしごえたつの口にゆきぬ。此にてぞ有んずらんとをもうところにて……」

③「報恩抄」(定遺一二三八)

「九月十二日の夜は、相模国たつの口にて切るべかりしが……」

④「三沢抄」(定遺一四四七)

「九月十二日の夜、たつの口にて頸をはねられんとせし時……」

などである。①は、「十三日丑時」とは、法難を免れて武蔵守宣時の家人、本間六郎左衛門の屋敷、依智の邸へ行かれる時刻を示し、鎌倉を出るとは、法難の地が鎌倉の内なる所を示すものである。これは、さきにふれた、鎌倉四境の西方が片瀬であり、その以東であることは、山川智広氏の論証したところである。②の「こしごえたつの口にゆきぬ」とは、最も端的に竜の口の所在を適証しているといえる。腰越竜の口とは、腰越の中のある所、そこに竜の口刑場が存在したと解される。③は、「相模国」と出し、④は、単に「たつの口」と、示されている。

これによって、法難の地が、竜の口であることは動かぬ事実であり、相模国の鎌倉、鎌倉の中の腰越とすることは聖人ご自身が記された確実な竜の口の所在である。

しからば、腰越とは、鎌倉の何処に在り、竜の口とは、どの辺りを指したるものか、考察を進めなければならないが、その前に、「四条金吾殿消息」の前記した「片瀬の中には竜の口」と示された相違を考えなければならない。

同一人によって、一方は腰越であり、また一方では片瀬の中という矛盾は考えられない。いづれかを取る場合、当然真蹟曾存の「腰越の竜の口」を挙げなければならない。しかし、この文拠である「種種御振舞御書」も、境野黄洋氏

が偽書説を出し、山川智広氏が真撰説を主張して、昭和定本遺文には真蹟曾存と決定しながら、依然、偽書説の疑いの消えないことも確かなことである。一方「四条金吾殿御消息」も、既説の山川智広氏のいう文献的に、かなり下って身延山に初見されたことの疑念の上に、さらに、竜の口法難を記述する明瞭な事実の誤記が認められること。(註3)御遺文中「こしごえ」は、他にも認められるが、「片瀬」の語は、一ヶ所も見出し得ぬことも付記しておく。

ここで、問題となるのは、高橋智遍氏説の竜の口刑場説である。「種種御振舞御書」の文意より、江の島を東南にみる所とすると、同御書の「こしごえたつの口」とは、どう理解したらよいか、合致せぬことになる。腰越とは古来より知られた地名で、現今の地域とほとんど同一と考えて大差ない。少なくとも片瀬川右岸は腰越とは言い得ぬ。それ以遠の鶴沼海岸、引地川河口辺を刑場とすることは、腰越竜の口の文からは成立しないことになる。「土木殿御返事」は、刑場が鎌倉の内とするのは、鎌倉の縁辺を画す四境より出ない所とするもので、この点からも是認し難く、さらに、本稿が意図する竜の口は、どの辺りかという論究に至っては、一層、立証は困難といわざるを得ない。

思うに、「種種御振舞御書」の、法難の状況記述の一部をもって刑場を決定することは、無理があると考えられる。むしろ、その直前に明瞭な「こしごへたつの口にゆき

ぬ」の文に依拠すべきで、これこそ決定的な文証ではなからうか。文明十年(二四七八)に著述された「元祖化導記」は、(註4)右の同御書を出した後、「或記云ク、(中略)以使者鎌倉へ腰越ノ子細ヲ注進アリ。又自鎌倉使者ノ立テ腰越へ申下サルノ様ハ……」と、明らかに「こしごへ」に依られ、腰越をもって竜の口にかえていることが知られる。

「案にたがはず兵士どもうちまはりさわぎしかば……」と、次下に記されたことは、正しく腰越の竜の口刑場であり、聖人が内心予期されていたに相違ない刑場に臨まれたことを吐露された文意と思われる。

一、竜の口の在る腰越とは

腰越は、「新編鎌倉志(註5)」に、腰越・津村は一郷であり、水浜なるところを腰越といい、山間を津村という。とあり、西に片瀬、東に稲村と接している。「海道記(註6)」の著者は、「腰越という平山のあはひを過ぐれば稲村と云ふ所」と記し、聖人も、(註7)「かを(顔)とかをとをとりあわせ、目と目をあわせてなげきしが、次第にはなれて、ゆいのはま・いなぶら・こしごへ・はこねさか……)」

と、鎌倉を離れて身延に入られる心境を語られる道筋にも示されているように、鎌倉時代は京に通ずる大手筋にあり、大磯・鎌倉の中間としての駅が存在した。後背を丘

陵に遮られ、片瀬川・神戸川が流入して東西に細長く延びる海浜の狭隘地で、聖人の当時、既に、「吾妻鏡」の嘉禎元年十二月二十日の条に、四境の西の境が、稲村より固(片)瀬河に広げられ、鎌倉府内に入れられていたのである。

一、竜の口の由来

竜の口とは、聖人の説示に従へば腰越のことであり、腰越の中なる所とも取意される。しからば、竜の口とは腰起の同所異名といえるであらうか。古来から「竜口明神」(註8)が祀られた竜口山の一带を指すといわれているが、これは鎌倉山の突端が、蛇の首のような形で、江の島に対している地形から由来して竜の口といわれる伝説である。また、語源から地域を考えると、次の二様にも解される。竜の口は「滝の口」と同義であり、清流が落ち込む所を指し、片瀬・神戸両河口が海に流入する海浜の腰越にもあてはまる。また「発つ(立)の口」(註9)を縁起のよい竜の口に置き換えた意味に取れば、旅人が身も心も整え改めて鎌倉府を出る者とする者の感慨がこめられた腰越駅のことにも推考される。他にも諸説があるが、これらの縁由からは、腰越を竜の口とよんでも差し支えないであらう。事実、異名同所を断定する見解もある。(註10)しかし、単に腰越をもって竜の口と言ひ換えるには無理があると思われる。郷としての腰越と趣が異なる用例、特別の場所を指す

場合にのみ呼称された、いわゆる、幕府の刑場・梟首の地としてのそれは腰越全域をもって別称することではなく、腰越の中の限られた小字ともいべき広がり場所と考えられる。

左に挙げる諸文書は、これを証する手懸りとなるう。

一、聖人御在世前後の文献にみる竜の口

ここで、竜の口を出す聖人御在世前後に認められる文献を示すと、次のようなものである。

建治元年(一二七五)九月七日、大元使五人、関東へ召し下され、竜の首にて首を刎ねらる。(保曆間記・北条九代記)

永仁四年(一二九六)十一月二〇日、吉見孫太郎義世、竜の口にて首を刎ねらる。(保曆間記)

曆応二年(一三三九)二月、伊豆仁科城の凶徒慈恩左馬助以下一三人竜の口に於て斬らる。(鶴岡社務記録)

文和二年(一三五三)五月二〇日、相模次郎時行、長崎妙阿四郎、工藤二郎竜口に於て誅せらる。(右同)

貞治元年(一三六二)九月、江戸修理亮竜口にて生捕られて斬られる。(太平記卷三八)

応永二四年(一四一七)五月一三日、上杉禅秀が与党岩松満能入道天用竜口にて首を刎ねられる。(鎌倉大草紙)(註11)

一二七五年の、元使杜世忠など五人の(註12) 処刑の記録より、一四一七年に至る約一世紀半における文献は、梟首の行われた刑場として挙げられる。正しく、聖人の虎口の法難は斬首に処せられんとした刑場であった。これらによって歴史的に刑場であったことは判明する。しかし、腰越のいかなる所であるか、類推すべき場所の手懸りはないようである。

然るに、「吾妻鏡」は有力な資料を提供してくれる。治承四年(一一八〇)四月から聖人四十五才の文永三年(一二六六)まで鎌倉幕府公私の事実を記録したもので、前記「北条九代記」、「鶴岡社務記録」などに遡って八十七年間の記録であつて、貴重な史書といえる。

その中に、梟首・処刑の記録が散見されるが、竜の口の記述は全く認められない。しかし、腰越の辺り・腰越の浜辺・片瀬河辺などと記すところが、注目される。

治承四年(一一八〇)一月二十六日

「大庭太景義囚人河村三郎義秀斬罪ニ行フ可キ由仰セ合メメ被ル(中略)今日固瀬ノ河辺ニ於テ景親ヲ梟首ス」

治承五年(一一八一)二月二七日

「晩ニ及ビ朝政ノ使ヒ又参上シ。先生ノ伴党ノ頸ヲ相ヒ具スル之由言上ス。仍テ三浦ノ介義澄比企ノ四郎能員等ニ仰セテ彼ノ首ヲ腰越ニ遣サレ之ヲ梟セラル」

右同年四月一九日

「腰越ノ浜辺テ於テ囚人平井紀六ヲ梟首ス」
建久二年(一一九一)二月六日

「前ノ右兵衛尉康盛腰越ノ辺ニ於テ梟首ス」

建曆三年(一二一三)五月三日

「和田新左衛門尉常盛横山右馬允時兼件ノ両人之首今日到来ス。凡ソ固瀬河辺ニ討タル所之首二百三十四ナリ」
(註13)

これら、「吾妻鏡」には、梟首の地・刑場竜の口の語は記されていない。また、私見するところでは、竜の口という地名は「吾妻鏡」に見い出すことができない。後世に至つての前述の諸文書などの刑場竜の口の明示とは対照的な記録といえよう。

梟首の地、刑場を腰越の中と明示することは、竜の口と一致するところであるが、いわゆる、竜の口という記録が無く、海辺・片瀬河辺と記すことによつて、「吾妻鏡」はより以上に明瞭に腰越城内の限られた場所を求心的に示していることは重要な指摘といえる。然らば、「吾妻鏡」の梟首の地と、竜の口刑場とは、腰越における異つた二つの場所が接して存在したのであらうか。

海浜に面して東西に細く延びる狹隘地、その中の「義経」の腰越状で知られる万福寺周辺の神戸川左岸辺りが、腰越駅を形成する軒を並べた市街化された腰越の本拠といわれ「吾妻鏡」の梟首の地は、それより西の、後世に「原」と

いわれた神戸川右岸から片瀬川の間、腰越の中、西寄りの地域と、その海岸一帯を指向している。このような狭域の中においては、場所的に異った所とは考え難い。同一とするのが至当といえるであろう。時代や文書の性格から腰越とし、竜の口とすることも同所の刑場であつて、そのところの或る一地点こそ、聖人の首の座といえるところである。今日、この処と明示することは不可能であるが、腰越の西側の海岸と片瀬河畔、そして竜口寺門前辺りを線で結んだ一帯こそ竜の口刑場であり、竜口寺境内や竜口明神社前に限つた僅かな場所ではなかつたであろう。聖人が、

「此にてぞ有んずらんとをもうとところに、案にたがはず兵士どもうちまはりさわぎしかは……」（定遺九六七）

と、察知されたことは、既に竜の口が、幕府の刑場として聖人みづから知悉されていたので、かく述べられているのであり、また当時の人々にも知られた刑場でもあつた筈である。

一、梟首の意味と竜の口刑場

思うに、刑場とは、死刑に処せられる場所である。誅す、首を刎ねるなどと用いられるが、「吾妻鏡」は、主に梟首（きょうしゅ）の語が使われ、「彼の首を腰越に遣わされ、之を梟（さら）される」（前記、治承五年二月二七日の条）といい。さらに、具体的には、「頸を路頭に懸け

る」（同、正治二年正月二一日の条）とある。これが、当時の刑場の模様である。「広辞苑」には、「梟首」とは、「斬罪に処せられた人の首を木にかけてさらすこと。またその刑罰・獄門・さらしくび」と、ある。

罪人の処刑とは梟首すること、前記の例にみられる如くであり、その意図することは、「罪科輕からざるの間、日ごろ殊に禁しめ置かるところ也」（治承五年四月一九日の条）という、みせしめのため、罪人の首を大衆の面前にさらすことであつた。梟首の目的から、刑場とは、秘かに人里離れた遠隔の場所を選んで執行されるのではない。しかしながら、衆目にさらすという点から、鎌倉府内の繁華な町並の中で行われたという極端な例の記録もない。然してどのような場所が立地として考えられるであろうか。私見の域を出ないが、町（街）に遠くなく、加えて多くの人目に触れる所でなくてはならない。そこに、竜の口が選ばれる条件が具つていたと考えられる。鎌倉の郊外に接する縁辺のところ、腰越駅の市街に近く、何よりも京へ通ずる西口の往還が海岸沿いに通じていたことは、自然、罪人みせしめの梟首の地、処刑が行われることになつたのであろう。鎌倉市周辺で処刑の記録のある葛原ヶ岡・田越河畔などに共通して言えることである。江戸幕府の刑場、東海道口の鈴ヶ森。奥州道中口の小塚原を設けた事実からも梟首の条件として類推されるであろう。

この意図に従えば、竜の口刑場とは、海岸に通ずる往還の傍に所在していたという推論が成り立つてであろう。それは、江戸時代の刑場のように物々しい固定した場所を占有したものではなく、一定の広がりの中の或る所がその度ごとに移動して行われた。すなわち、片瀬河辺であったり、海浜であったりしたのではなかるうか。

これについて、聖人御入滅後百十年頃、明徳二年（一三九一）九月、次のような宗門の資料が参考となるう。

日什上人が、京より会津へ下向する途中、聖人法難の遺跡を参拝された「日運記」（門徒古事）（註14）に、

「同十九日小磯ヲ御立アツテ漸ク日中竜口ノ大道、バタニ古ヨリ大聖人之御墓ト号シテ小キ五輪立チ申セル所アリ、其ノ御前ニテ御勤メニ両品遊サレテ（中略）七里浜ニ打出」

とあり、「竜口ノ大道バタ」に、御法難を偲ぶ五輪塔が、かなり以前より安置されてあった。法難の刑場が、東海道筋の路傍に存在した証左ともいえるであろう。「太平記」などに記される竜の口は、幕府が減んでも依然、刑場として存続していたようであり、上古の僧俗達によって語り継がれ、その場所に塔が建てられたことは、確かな聖人の土壇場の所であったと思われる。しかし、「日運記」の「大道、バタ」とは、何処を指すものか、五輪塔の所在は、今知るよしもないが竜口寺刑場跡に安置されている五輪塔が、

それであるかどうか祥らかではない。

一、竜の口とは現在の何処を指すか

以上の考察から、高橋智通氏の竜の口刑場は鶴沼引地川河口付近とする説は、否定されるものであり、山川智応氏の片瀬川の東とする説は、ほぼ一致する。竜口明神伝説に仮託した刑場説は、事実の刑場を狭く扱えたものであるといえる。また、竜口寺境内は刑場と称することはできない。竜の口を望む丘の中腹に寺域を開いたもので、かなり後世に属するものである。（註15）境内地に在る「刑場跡」は、寺域の整った後のもので信仰の要請に基づくものであろう。聖人の臨まれた竜の口首の座の地点を示すことは、現状では客観的に不可能であり、かつまた妥当なことではない。

然して、竜の口刑場とは、現在のどの辺りであろうか、一線を画するように示すことはできないが、おおかたの広がりには指摘されうると考える。現在の鎌倉市腰越の下町を中心とする海岸に至る辺りから中原・土橋を含めた片瀬寄りの小字と、それに地続きの藤沢市片瀬海岸一丁目、片瀬三丁目の一部、いわゆる、竜口寺門前・竜口明神前・常立寺辺りから南の片瀬川左岸。片瀬東海岸までを、往時の刑場としての竜の口といったのではなかるうか。

しかしながら、河口と海岸線特有の顕著な地形の変化を

もたらす洪水・沿岸流・海風などによる河流の蛇行や砂洲、海蝕や砂丘などを考慮に入れると、現在の地形をもって聖人当時のそれを推考することは困難であろう。

一、終りに

本稿は、聖人法難当時の竜の口の場所的考察で、「腰越の竜の口刑場」と結論した。しかし、竜の口に関わって、腰越と片瀬の関係についてふれておきたい。「新編相模風土記」に、竜の口は、古く腰越に属し鼻首の地であること鎌倉歴代の常例であるといふ。「新編鎌倉志」の説、「竜口寺は腰越村の内なり」。「江の島大草紙」の説、「竜口山、津村に在て山は腰越と片瀬に接す」、などを紹介しているが、「元は当村（片瀬）、津村、腰越三村に接して、所属定らざりしが、安永二年の争論より、当村の属に定まると云ふ」として、安永二年（一七七三）に、竜口寺・竜口神社が片瀬分に属する裁許も載せている。

また、呉文炳氏は、（註17）元録・享保・安永・文政と二百年間に四度にわたって境界を争っていることを研究し詳述している。古来から、竜口寺・竜口明神社より海岸線に至る境界が争われてきたということは、聖人御在世当時は、一層、曖昧で判然としなかったとするのが正しいであろう。また腰越駅のほかに片瀬駅という呼称も用いられている。二駅が並立して置かれたのではなく、腰越の別名とし

て片瀬が考えられたのではないか。（註18）と考えるとき、腰越の接する地域が、往時は腰越といい、片瀬とも言ったのであろう。それが後世の境界の争点となったと思われる。竜の口はそのような場所に当たっているのである。歴史的に腰越の竜の口、片瀬の竜の口と言い得るのは、一面にはその時代の所屬を証明しているといえるであろうし、また、現在の如く藤沢市・鎌倉市にまたがっているのは、そのいづれの所屬の竜の口も正しいと言わねばならない。

最後に、竜口寺を輪番制で護持した八ヶ寺の内、腰越五ヶ寺が、聖人の直孫弟によって開創されていることと靈跡護持の問題、（註19）常立寺の開創が刑場罪死の慰霊に由来することなどは、この諸寺院が竜の口周辺に立地していることも、場所的には間接に援証するものであるといえる。

註①「竜口法難事蹟考証」六二頁

②「日蓮聖人小伝」五一―五二頁

③「日蓮聖人御遺文講義」第一三卷五七―五八頁

④「元祖化導記」上、二八、其夜恠異事、日蓮聖人伝

記集二二―二三頁

⑤「新編鎌倉志」卷六・一七丁ウ

⑥「海道記」群書類従一五卷三五頁

⑦「富木殿御前御書」

⑧「鎌倉市史」、「藤沢市史」参照

註⑨吾妻鏡研究会・八幡義生氏談

⑩吳文炳著「鎌倉考」二二八頁

⑪「藤沢市史」七八三頁資料による。

⑫現在、元使の塚が、藤沢市片瀬、常立寺境内にある。

⑬「吾妻鏡」明治二九年刊・大日本図書蔵版に依る。

⑭「日運記」日蓮宗全書第五卷五一頁

⑮寺伝では、延元二年（一三三七）日法上人の開山と

するが、さきに出た「日運記」には、明德二年（一三九一）には五輪塔のみであることを記している。

一時、廃寺となったものであろうか、竜口寺の開創

が認められるのは、中山文書（中山法華経寺資料、

中尾堯編）「日英譲状」応永二二年（一四一五）に

「片瀬竜口院」が記録上の初出である。

⑯「新編相模風土記」卷三七、二四～二五頁

⑰「鎌倉考」四六一頁以下

⑱「藤沢市史」七八五頁

⑲村野宣忠著「日朗上人と鎌倉」三八頁

〈既刊〉現代宗教研究 第七号

特集 現代伝道論へのアプローチ

寺院を伝道の拠点とするために

現代における伝道の意義

少年院教誨について

〈研究ノート〉

日蓮聖人の図書活動を論ず

『立正安国論〈広本〉』について

新聞 智照

近江 幸正

三田村竜全

石川 康明

岡本 鍊城

〈既刊〉

現宗研月報

〈第5号〉第六回中央教研研究会議報告

〈第6号〉現宗研活動報告

